

第3章 生徒の管理規則に関する規程

I 生徒派遣に関する規程

(目的)

第66条 この規程は、本校生徒の派遣に関する必要事項を定め、本校の教育活動を活発にし、教育効果を上げることと、併せて派遣の公正と派遣費支出の適正を期し、効率的運用を図ることを目的とする。

(予算)

第67条 派遣費の予算は、全体に関する派遣費（派遣費 A）と学科等に関する派遣費（派遣費 B）に分けて年額で徴収し編成する。

①全体に関わる派遣費（派遣費 A）の予算は、生徒 1 人あたり 12,000 円を徴収して編成する。但し、各種連盟からの補助金および寄付金、その他の収入もこれに充てる。

②学科等に関する派遣費（派遣費 B）の予算は、次の通りの金額を徴収し編成する。

海洋科学科・・・1人あたり 3,000 円

生物生産科・・・1人あたり 3,840 円

食と環境科 フードクリエイトコース・・・1人あたり 3,000 円

環境クリエイトコース・・・1人あたり 3,840 円

生活福祉科・・・1人あたり 3,840 円

商業科・・・1人あたり 3,400 円

※削除

※各学科等への各種連盟からの補助金および寄付金、その他の収入もこれに充てる。

(派遣の条件)

第68条 派遣される生徒の条件について以下の通り定める。

(1) 地区大会

①出場する生徒の人数は、当該競技等の要項規定に定める範囲内とする。

②懲戒指導中の生徒は出場できない。

(2) 県大会

①出場する生徒の人数は、当該競技等の要項規定に定める範囲内とする。

②学業成績が不良の生徒で、4科目12単位以上の単位保留科目のある生徒は派遣できない。3科目11単位以内の単位保留科目のある生徒については、該当科目担当教師に確認の上派遣させることができる。

③勤怠状況で、無届欠席が月5日以内、無届欠課が月5時間以内、朝の遅刻が月5回以内までの生徒は顧問指導の下派遣させることができる。それ以上については、当該生徒の状況等を考慮して、職員会議に諮り総合的に判断する。

④懲戒指導中の生徒は派遣できない。ただし、指導解除後派遣することができる。

⑤平素の学校生活全般において問題がある生徒は原則として派遣できない。ただし、顧問および関係する教職員の指導の下、改善の見込みのある生徒については派遣を認める。

⑥授業料、校納金が納付されていないものは派遣を認めない。

⑦部内で不祥事が生じた場合は職員会議に諮り、一定期間対外試合への出場を停止することができる。

(3) 全国大会および九州大会

県大会に準ずる。

(派遣費補助の対象)

第69条 派遣費補助の対象となる大会および競技会等は、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 県内においては、教育関係団体等が主催・共催する大会および競技会等。

(2) 県外においては、高体連・高文連・高野連またはそれらに準ずる団体が主催・共催する大会および競技会等（九州大会以上）。ただし、県予選を経て県代表の生徒として派遣される場合に限る。

(手続き)

第70条 県内、県外へ派遣する場合は、所定の様式により「大会の日時、場所、選手名、旅行日程、保護者の承諾書」の手続きを当該顧問がとり、職員会議に提出し、学校長の承認を受けるものとする。派遣願いは、所定の様式により顧問教師等が提出する。

(派遣及び派遣費補助の決定)

第71条 派遣及び派遣費補助の決定は、第68条及び第69条の規定に該当したものを派遣委員会で検討し、職員会議に諮り学校長が決定する。

(補助額)

第72条 生徒派遣に際する補助額について、以下の通り定める。

1 県大会への派遣

- (1) 県大会の補助回数は3回までとし、補助額はそれぞれ11,000円とする。
- (2) 生徒が複数の部活動に所属している場合や、所属している部活動とは異なる大会及び競技会に出場する場合の補助回数は、生徒が所属する部活動での派遣回数も含めて、体育系3回、文化系3回までとする。

2 県外への派遣

- (1) 全国大会および九州大会への補助額は、次の項目規定により算出した総額の70%とする。

- ①運賃は格安運賃システムを利用し、できる限り金額を抑えること。
- ②宿泊費、交通費は、できる限り最小限に抑えること。
- ③食費について、朝食および昼食は500円、夕食は800円を上限とする。

3 農業クラブ関連の派遣

農業クラブ連盟が主催する大会においては、上記2項に準じて算出した総額の全額補助を原則とする。

4 商業、水産系関連の派遣

商業、水産系の派遣において、意見発表、産業フェアなどへ学校代表として参加する場合の補助額については、派遣委員会で検討し職員会議に諮り決定する。

(同好会の派遣)

第73条 同好会については、活動状況をふまえて派遣委員会で検討し、職員会議に諮り学校長の承認を得た後、派遣することができる。但し、派遣することにあたっては部活動の規約に準ずる。

(その他)

第74条 派遣資料の内容は、提案日の前月および前々月の内容を記載すること。

- 2 引率教師は生徒の行動に目を配り、事故等がおきないよう万全を期す。
- 3 派遣中の生徒は午後10時以降の外出はせず、いかなる理由があっても外泊は認めない。
- 4 派遣が決定された生徒は、保護者承諾書を大会出発3日前までに各部顧問に提出すること。

附則 この規程は令和5年4月1日より施行する。

II 生徒懲戒に関する規程

(懲戒)

第75条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、生徒の心身の発達に応じて、教育上必要な配慮をしなければならない。

(懲戒の種類)

第76条 懲戒は、訓告、停学、退学とし、懲戒の処分は、校長がこれを行う。

(1) 訓告

保護者の出席を求め、校長から訓戒を与えて誓約書を提出させる。

(2) 停学

- ①停学に入る場合は、保護者の同席を求め、校長から訓戒を与えて誓約書を提出させる。
- ②有期停学と無期停学に分け、有期停学の期間が15日以内とし、無期停学の期間は20日以上とする。
- ③停学を解除する場合は、保護者の同席を求め、校長から訓戒を与えて誓約書を提出させる。

(3) 退学

職員会議を経て校長が決定し、保護者同席のもと校長から訓戒を与え、退学の勧告を行う。

(審議)

第77条 生徒が問題行動を起こした場合の審議は、以下の通り定める。

- (1) 生徒が問題行動を起こした場合は、関係職員は早急に事情を調査し、生徒指導委員会にかけて審議の上、指導案を作り、職員会議を経て校長が決定する。
- (2) 緊急を要する場合においては、上記の規定にかかわらず生徒指導委員会及び職員会議の両者、またはいずれか的一方を省略し、校長が適宜処理してその旨を職員に通告することができる。

- (3) 以前に指導を受けたことのある生徒が再び問題行動を起こした時は、特に厳しい指導をすることがある。
- (4) 本校在籍生徒が休学期間中に問題行動を起こした場合、生徒指導委員会にて指導内容を審議し、職員会議を経て校長が決定する。復学する際は、復学後規定の指導を受けなければならない。
- (5) 懲戒指導対象者が転学をする場合、規定の指導を終了していなければならない。教育上指導が終了していない状態でも転学が必要と認められる場合は、生徒指導委員会にて指導内容を審議し、職員会議を経て校長が決定する。

(退学)

第78条 退学は、次の(1)～(4)に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(生徒懲戒規程)

第79条 問題行動と指導基準及び指導方法について、以下の通り定める。その他この規定に定めのない問題行動については、その都度職員会議に諮り対処するものとする。

1 問題行動と指導基準

(1) 指導内容決定における留意事項

- ①問題行動を類型Ⅰ、類型Ⅱ、類型Ⅲと分類しそれぞれの指導基準に基づき指導を行う。懲戒に係ると判断された場合は生徒指導委員会を開き、職員会議で審議の上、校長が当該生徒、保護者に指導を言い渡す。問題行動が悪質な場合は、基準よりも重い指導が必要かを審議し決定する事が出来る。
 - 類型Ⅰ：身なり違反、スマートフォン等の指導（イエローカード指導）
 - 類型Ⅱ：主に校内における問題行動と深夜徘徊（暴言、授業妨害、指導拒否、器物破損、無断中抜け、無断帰宅、その他これらに準ずる行為）
 - 類型Ⅲ：車両通学、喫煙関係、飲酒関係、その他重大事案
- ②問題行動は類型別に累積する。類型Ⅰの累積回数は学年リセットとし、類型Ⅱの指導回数、類型Ⅲの段階はそれぞれ入学時より在学期間累積する。
- ③類型Ⅱは累積回数により類型Ⅲへ移行する。類型Ⅰの指導は独立させ、累積しても類型Ⅱ・Ⅲへは移行しない。ただし、改善がない場合は管理者より進路変更を勧告することもある。
- ④同時に複数の問題行動を起こした場合、原則としてその中で最も重大なものを基準に指導内容を決定する。ただし、事案の内容次第ではその限りではない。
- ⑤虚偽や隠蔽が発覚した場合、その基準に1段階加えた指導を行う。
- ⑥指導中または指導後に過去の問題行動が発覚した場合は審議し指導内容を決定する。
- ⑦指導中に同じ問題行動を繰り返した場合、その指導をはじめからやり直す。
- ⑧問題事項の内容によっては退学を勧告することもあり得る。その場合は、職員会議で審議の上、校長が決定する。
- ⑨必要性がある場合には禁煙講習の受講や医療機関への受診を条件とすることができる。
- ⑩必要に応じて教育相談、養護教諭、カウンセラーと連携した指導内容を提案することができる。
- ⑪必要によっては自宅謹慎も取り入れることができる。
- ⑫その他本規定に定めのない問題行動については、その都度職員会議に諮り対処するものとする。

(2) 懲戒指導基準

- ①類型Ⅰ：イエローカード指導の累積枚数に応じて指導を決定する。指導内容はそれぞれ以下のように定める。

- 1・2枚目 担任・生徒指導部を中心とした指導（保護者連絡・指導の趣旨説明）
- 3枚目 生徒指導部による反省文指導
- 5枚目 学科指導
- 7枚目 保護者同席の上で生徒指導部による嚴重注意（担任、生徒指導部、保護者、本人）
- 10枚目 訓告＋日誌指導3日（懲戒となる）
- 13枚目 停学3日＋日誌指導3日

※以降3枚累積ごとに停学3日＋日誌指導3日を行う。

②類型Ⅱ：1回目 生徒指導部による厳重注意及び反省文指導

2回目 日誌指導3日

3回目 訓告及び日誌指導3日

4回目以降 類型Ⅲへ移行。類型Ⅲに指導歴があればそれに1段階累積した指導を行う。

③類型Ⅲ

ア 段階ずつ積み上げるもの

喫煙（以下電子タバコ等含む）、喫煙同席、たばこ・ライター・タスポ所持や供与、飲酒（以下ノンアルコール飲料等含）、飲酒同席、酒類所持、飲酒場所提供、酒酔い状態、車両通学、軽度交通違反。

イ 全職員で審議し指導段階を決定するもの（過去の事例に基づき審議し、指導を行う場合は2段階以上の指導を行う）

窃盗、万引き、脅迫、恐喝、いじめ、暴力行為、傷害、賭博等、重度交通違反（無免許運転、飲酒運転、30Km/h以上のスピード違反、暴走行為及び幫助、あおり・はやし立て行為とその同乗）、薬物所持・使用・同席、反社会的な行為、その他重大事案

1段階	停学3日及び日誌指導3日
2段階	停学5日及び日誌指導3日
3段階	停学10日及び日誌指導3日
4段階	停学15日及び日誌指導3日
5段階	進路変更勧告または条件付き指導
6段階	退学

④懲戒指導基準表（生徒指導の手引き参照）

(3) 指導方法

①日誌指導

ア 8時25分までに生徒指導部へ登校。日誌を常に携帯し、SHR、授業、清掃の評価を各担当職員からA、B、Cで受ける。放課後は生徒指導部に確認をもらい下校する。

イ 「1日の反省」は、最後の行まで記入すること。

ウ 以下の場合、指導を延長して行う。

(i) 日誌指導において態度評価でCを1つでも取った場合

(ii) 登校時間が8時25分を過ぎた場合

エ 指導延長を行っても改善がない場合、指導拒否とみなし、生徒指導委員会にて再度検討し、懲戒を含めた指導を再提案する。

オ 就職休み期間中においても実施する。

②訓告

保護者の出席を求め、校長から訓戒を与えて誓約書を提出させる。

③停学

ア 自宅謹慎：外出を制限し、保護者監督のもと自宅にて課題等に取り組む。担任や学科職員や生徒指導部職員が在宅を確認する。

イ 校内謹慎：8時25分までに生徒指導部へ登校。授業は受けず、校時担当者の監督の下、別室にて作業や課題に取り組む。（午前中は生徒指導部学習室、午後は各学科での対応を基本とする。）ただし、無期停学の生徒に関しては自宅謹慎を含めた特別な指導体制（特別インターンシップ）を編成し、全職員で指導にあたる。

ウ 停学期間中（日誌指導含む）は校内行事、課外講座、部活動、アルバイト等の活動は禁止とし、不要な外出も控える。教育上必要な場合は、関係職員の申し出により職員会議に諮る。

エ 停学期間中（日誌指導含む）に同じ内容の問題行動が起きた場合は、指導日数をリセットして一から指導を再開する。また、異なる問題行動の場合は、現在の停学期間を終えてから新たに指導を行う。

オ 以下の場合、指導を延長して行う。

(i) 日誌指導において態度評価でCを1つでも取った場合

(ii) 登校時間が8時25分を過ぎた場合

(iii) 与えられた課題の完成が不十分な場合（教科担当と要相談）

(4) 指導前の扱いと指導期間および段階の数え方

①事実確認、指導委員会などに時間を要するため、指導が確定するまでの期間は日誌指導、または特別指導を行う。ただし、無期停学、退学相当の生徒に関しては、自宅謹慎を命ずる場合もある。

②土・日・祝祭日や実習（乗船実習・校外実習）、宿泊研修、インターンシップ等の期間は停学期間に含まない。

③規定の指導を終了し、十分な反省・改善がされたと認められる場合は、職員会議を経て校長がこれを解除する。反省・改善が十分でないとは判断された場合は、職員会議を経て指導の期間を延長することもできる。

Ⅲ 生徒規則

（生徒心得）

第80条 生徒心得、校則として以下の通り定める。

1 活動目標

(1) 生徒は校則や生徒心得をよく守り、本校生徒としての品位を保つことに努める。

(2) 生徒は学校の指導方針に従い、地域社会の有為な形成者となるように努める。

(3) 生徒は本分である学業の修得に努める。

(4) 生徒は社会生活に必要な知識と技術の習得に努める。

(5) 生徒は有意義なスポーツや文化活動、ボランティアなどに勤しみ、心身の鍛錬に努める。

(6) 生徒は明るく健全な学園の建設に努める。

(7) 生徒は豊かな教養を身につけ、正しい判断力を養うことに努める。

2 礼儀

(1) 校内外を問わず互いに親しみと真心から挨拶を交わす。

(2) 学校への来客に対しては、挨拶または会釈で敬意を表し、好感のもてる態度で接する。

(3) 教師や年長者に対しては自ら進んで挨拶をし、失礼のないように敬語で応対する。

(4) 上級生は下級生をいたわり励まし、下級生は上級生を敬い、生徒間は互いの人格を尊重し健全な交流に努める。

(5) 高校生らしい活発さを失わず、粗野な言動は慎む。

(6) 他人の迷惑になるような行為は慎み、寛容と敬意をもって人に接する。

(7) 職員室等へ出入りする際は、ノック、礼、挨拶を忘れない。

(8) 校内外を問わず服装容儀は正しく好感のもてる身なりを心がける。

3 学習活動

(1) 始業前に登校し定められたホームルーム内で教室内の美化、整頓に努め、学習の準備をする。

(2) 無断欠席や欠課、遅刻などがないようにする。遅刻が規定回数を超えた場合、学級担任は保護者を呼出、又は家庭訪問等により、適切な個人指導を行うこととする。なお、反省のあとが認められない場合、担任は生徒指導委員会にて提案して、指導を検討する。

(3) 始業の合図とともに所定の席に着き、予習などをしながら静かに教科担任の入室を待つ。

(4) 授業の終始には室長などの号令により挨拶を行う。

(5) 授業中は、教師の許可なき言動をしてはならず、他人の勉学を妨げない。特に飲食や、用便などの席を離れる行為は固く禁ずる。

(6) 授業中に病気その他事故が発生した時は、教科担任の指示を仰ぎ行動する。

(7) 各種当番・委員会活動は定められた各自の責務を遂行する。

(8) 集会等の際には敏速に行動し、他人に迷惑をかけないように静粛にする。

4 諸願い及び届出

(1) 病気またはその他の理由により欠席、欠課、早退、遅刻する場合は、必ず事前に保護者から学級担任に届け出る。

(2) 病気、傷害等による5日以上欠席、または感染症（インフルエンザ、結膜炎など）による欠席は、医師の診断書または処方箋等を提出する。

- (3) 休学、退学、転学、復学をしようとするときには、所定の様式にその理由を記し、保護者連署のうえ学級担任に届け出る。
- (4) 忌引の日数は以下のとおりとする（「出欠の取り扱いに関する規程」第29条（4）による）。
 - ① 父母……………7日以内
 - ② 祖父母、兄弟、姉妹……………3日以内
 - ③ 曾祖父母、伯（叔）父、伯（叔）母……………1日
 - ④ その他、同居の親族……………1日
- (5) 生徒、保護者、保証人の改姓名、現住所の変更、保護者、保証人の変更は、速やかに保護者から学級担任に届け出る。
- (6) 車両の運転免許を取得する場合には、事前に所定の届出用紙を担当教師に提出する。免許取得後も学校に事後報告を行う。
- (7) 旅行、ピクニック、キャンプ及び合宿等をする際には、所定の用紙にその理由を記し、保護者の承諾のもとに学級担任、担当教師に願い出る。
- (8) やむを得ない用事で校時中に校外に外出しなければならない時は、所定の用紙にその理由を記し、事前に学級担任に届け出て許可を得る。
- (9) 掲示物の掲示、出版物の発行、放送をする時には、担当教師に願い出て許可を得る。
- (10) 在学、卒業見込、成績等各種証明は、学級担任を通じて事務室に交付を願い出る。
- (11) アルバイトは事前に許可を得た者に限り、所定の用紙に詳細を記し学級担任、担当教師に届け出る。

5 通学

- (1) 登下校の際には公衆道徳を守り、正しい身なりを心がける。特に飲食物の食べ歩きやゴミのポイ捨てはしない。
- (2) 交通規則を守り、事故を起こさぬよう細心の注意を払う。
- (3) バスなど公共交通機関を利用する際は、他の乗客に迷惑を及ぼす行為をしないよう心がける。特に定期券の不正使用、無賃乗車などの違反行為をしない。
- (4) 車両通学は認めない。また、自動二輪や友人の運転する車両での送迎は認めない。
- (5) 自転車の二人乗り、その他危険な運転はしない。

6 教室使用及び課外活動

- (1) 午後5時までに下校する。特別な事情がある場合のみ、担当教師の指導監督のもとで午後5時以降の課外活動を許可する。
- (2) ホームルームや特別教室、施設や用具などを使用する際は、担当教師の許可と監督のもとに行うこと。
- (3) 特に火気を使用するときは、担当教師の許可を受けて事後の点検を受ける。

7 校外生活

(1) 外出

- ① 午後10時以降（～午前4時まで）の外出は禁ずる。
- ② 外出の際は、目的、行き先、帰宅時間を保護者に知らせる。
- ③ 友人宅への夜間訪問は避け、用事は早いうちに済ませる。
- ④ みだりに外泊してはならない。
- ⑤ 不健全な場所への出入りは禁ずる。

(2) 交友関係

- ① 互いの長所、短所をわきまえ、誠実と尊敬の念をもって明るい交際に努める。
- ② 不純異性交遊は禁ずる。異性との交際においては、特に健全なつき合いをするように努める。
- ③ 保護者の知らない友人との交際は避ける。特に、年長の少年や成人との交際においては、明るい健全なつき合いをするように努める。

(3) 余暇の善用

- ① 家庭学習、スポーツや文化活動、ボランティアや家庭の手伝いなど有意義に過ごすように努める。
- ② 趣味を作り、自己啓発に努める。
- ③ アルバイトは特殊な事情がある場合のみ、届出をして学業に支障のない範囲内で行う。

8 所持品

- (1) 所持品には、すべて学年、学科、氏名を明記する。
- (2) 校内では多額の金銭や貴重品を携行しない。
- (3) 授業料その他の諸納金は、登校後ただちに納入する。
- (4) 実習や実技、クラブ活動などの際には、金銭を含む貴重品は担当教師に預かってもらう。
- (5) 校内において盗難や紛失、拾得物があった場合は、すみやかに教師に届け出ること。
- (6) 学習に関係ない遊具等の校内への携行は禁ずる。

9 携帯電話・スマートフォン等（以下、携帯電話等）の所持、使用

- (1) 携帯電話等を学校に携行してくる場合は、公衆道徳並びに学校の指導方針に則って使用する。
- (2) 携帯電話等は、校内においては電源を切り、手の触れない場所にしまう。
- (3) 校内で携帯電話等を充電してはならない。

10 服装容儀

- (1) 服装は、常に質素かつ清潔を保ち、本校の生徒としての品位を失わないようにすること。
- (2) 登下校の際やその他学校行事等に参加する場合、特に指示された場合を除いては常に制服、靴を着用すること。但し、特別に許可を受けた者はその限りではない。
- (3) 制服の基準は次の通りとする。本校指定の制服を着用し、それ以外は認めない。制服改造（ブレザーやスカートの丈の変更、刺繍等）は厳禁とし、指導の対象とする。

① ズボンの制服

- ア 上衣は、学校指定の白のシャツを着用する。裾はズボンの中に入れ、ブレザー着用時にはネクタイ（学校指定）をすること（調整期間除く）。
- イ ズボンは、グレーのチェック柄の入ったストレート型の学生ズボン（学校指定）を着用し、必ずベルトをする。
- ウ ズボンの裾の短すぎるものや長すぎるもの、その他極端に変形したものは禁止とする。
- エ カーディガン、ベストは、濃紺もしくは黒色とし、ブレザー着用時にはみ出さない長さとする。また、カーディガンのみで過ごすことは禁止とする。
- オ ブレザー（学校指定）の長さや幅が極端に短くかつ狭くなっているものは禁止とする。

② スカートの制服

- ア 上衣は、学校指定の白のシャツを着用する。裾はスカートの中に入れ、ブレザー着用時にはリボン（学校指定）をすること（調整期間除く）。
- イ スカートは、紺のチェック柄の入ったひだスカート（学校指定）を着用し、長さは、膝にかかる長さとする。
- ウ カーディガン、ベストは、濃紺もしくは黒色とし、ブレザー着用時にはみ出さない長さとする。
- エ ブレザー（学校指定）の長さや幅が極端に短くかつ狭くなっているものは禁止とする。

③ 被服その他の所有物には学年、学科、氏名を明記すること。

- (4) その他の身なりについては次のとおりとする。

- ① 髪は常に清潔にし、染髪、脱色、パーマ（アイロンやコテの使用含む）、奇抜な髪型（生徒指導の手引き参照）、剃り込み（ライン）、編み込み、エクステンション、ウィッグを禁止する。
- ② ネックレス、イヤリング、ピアス（透明ピアス含）、カラーコンタクト、指輪、マニキュア、ネイルアート、つけ爪、化粧（眉の染色も含む）、その他高校生として相応しくない（進学・就職面接試験等で通用しない）身なりは禁止とする。
- ③ 履きものは靴とし、踵の著しく高いものは禁止とする。
- ④ 入れ墨やタトゥーは厳禁とする。入っている場合は保護者に確認したうえで除去させる。

- (5) 衣替えの日を原則として次のとおり定める。

- ① 夏服着用……5月1日 ② 冬服着用……12月1日 （それぞれ調整期間を設ける）

- (6) 実習服、体育着は学校指定のものを着用すること。

11 運転免許取得及び車両通学に関する規程

- (1) 運転免許取得を希望する生徒は、所定の「運転免許取得願い」を学級担任を通して事前に校長（生徒指導

部)に提出する。

- (2) 自動車教習所に通学できる時期は夏休み以降とし、長期休業中に取得できなかった場合は、放課後や就職進学期間中を利用する。
- (3) 校時中の自動車教習所への通学は禁止とする。ただし、運転免許の試験日(仮免許、卒業試験、本免許)は上限3回までは出席扱い(夏休み以降)とする。この場合、定期考査や式典等、行事の日は認めない。
- (4) 免許取得者は、学校及び関係機関が主催する交通安全指導集会等に必ず参加すること。
- (5) 車両(自転車は除く)による通学は認めない。
- (6) 自動二輪や車両による保護者または親族以外の送迎は認めない。

12 アルバイトに関する規程

- (1) アルバイトは原則として認めない。
- (2) 特別な理由(経済的等)があり、保護者の承諾を得てアルバイト届出をした者は許可する。その場合、学業に支障のない範囲で行うこととする。
- (3) アルバイトを届け出る者は、保護者の承諾を得て校長(生徒指導部)にアルバイト許可願いを提出する。
- (4) アルバイトは届け出期間のみ有効とする。再度アルバイトをする場合は、再びアルバイト許可願いを提出すること。
- (5) アルバイトは午後10時までに帰宅できる勤務時間とし、居酒屋、割烹等の酒類を主として提供する場所など、高校生としてとして好ましくない場所でのアルバイトは禁止する。

13 合宿に関する規程

- (1) 合宿を希望する者は、所定の用紙に必要な事項を記入し、管理者迄提出する。その際は、保護者の承諾書を添える。
- (2) 合宿は原則、部、クラブ、ホームルームおよび生徒会等を対象に行うものとする。
- (3) 合宿は指導教師または顧問教師の参加を必要とする。

14 キャンプに関する規程

- (1) キャンプは春季、夏季、冬季の長期休暇を利用し、それ以外は原則として認めない。
- (2) キャンプは1泊2日を限度とする。
- (3) キャンプは原則として島内に限る。
- (4) キャンプを希望する者は、所定の用紙に必要な事項を記入し、保護者の承諾書を添えて、学級担任または団体責任者の教師を通して生徒指導部(係)に願い出て、校長の許可を受けなければならない。
- (5) キャンプは責任者の教師と1名以上の保護者等の同行がなければ原則として認めない。

附則 この規定は令和4年4月1日より適用する。